

2026 年 9 月 25 日
中部電力株式会社

**浜岡原子力発電所 1 号機・2 号機の解体撤去工事に係る
実施報告・費用請求における不適切事案に関する経済産業大臣からの
報告徴収および使用済燃料再処理・廃炉推進機構からの指示への報告**

当社は、2026 年 8 月 27 日、浜岡原子力発電所 1 号機・2 号機の解体撤去工事に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構への実施報告・費用請求における不適切事案（以下「本事案」）について、経済産業大臣から、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第 70 条第 1 項の規定に基づく報告徴収を受領しました。（2026 年 8 月 27 日お知らせ済）

また、当社は、同日、本事案について、使用済燃料再処理・廃炉推進機構から、同法律に基づく報告指示を受領しました。（2026 年 8 月 27 日お知らせ済）

当社は、本日、経済産業大臣からの報告徴収および使用済燃料再処理・廃炉推進機構からの指示に対し、報告を行いましたので、お知らせします。

本事案の全容解明に向けては引き続き正確かつ詳細な確認作業が必要であり、調査の完了までにはなお一定の期間を要する見込みであることから、現時点で報告できる事項は限定的なものとなっております。

引き続き、本事案に関する事実関係等の確認、原因調査および再発防止策の検討ならびに類似事案調査を行い、あらためて経済産業省および使用済燃料再処理・廃炉推進機構に報告いたします。

本事案により、地域の皆さまならびに関係者の皆さまにご心配・ご迷惑をおかけしておりますことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

別紙

報告の概要